

Q-66

五大勅諭附略解

257
903

特50
10

五個條ノ御誓文

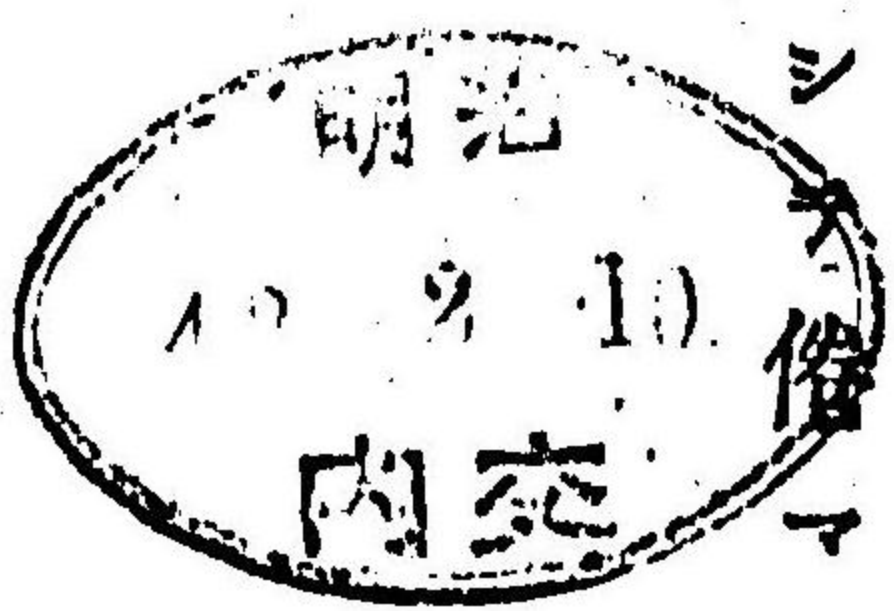
- 一 廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スベシ
- 一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經論ヲ行フベシ

官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ゲ人心ヲシテ
 儉マザラシ
 メシコトト支要ス

- 一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クベシ
- 一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スベシ

我國未曾有ノ變革ヲ爲サントシ 朕躬ヲ以テ衆ニ先ンジ天地
 神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立ントス衆亦此
 旨趣ニ基キ協心努力セヨ

明治元年三月十四日



軍人への勅諭

我國の軍隊は世々天皇の統率し給ふ所にぞある 昔神武天皇
躬ら大伴物部の兵どもを率ひ中國のまつろはぬものどもを討
ち平け高御座に即かせられて天下しろとめし給ひしより二千
五百有餘年を経ぬ 此間世の様の移り換るに隨ひて兵制の沿
革も亦屢なりき 昔は 天皇躬ら軍隊を率ひ給ふ御制にて時
ありては 皇后皇太子の代らせ給ふこともありつれど 大凡
兵權を臣下に委ね給ふことはなかりき 中世に至りて文武の
制度皆唐國風に倣はせ給ひ六衛府を置き左右馬寮を建て防人
などを設けられしかば兵制は整ひたれども打續ける昇平に狃れ

て朝廷の政務も漸く文弱に流れければ兵農おのづから二分れ古の徴兵はいつとなく壯兵の姿に變り遂に武士となり兵馬の權は一向に其武士どもの棟梁たるものに歸し世の亂と共に政治の大權も亦其手に落ち凡七百年の間武家の政治とはなりぬ世の様の移り換りて斯なれるは人力もて挽回すべきに非ずとはいひながら且は我國體に戻り且は我祖宗の御制に背き奉り淺間とき次第なりき降りて弘化嘉永の頃より徳川の幕府其政衰へ剩へ外國の事ども起りて其侮をも受けぬべき勢に迫りければ朕が皇祖仁孝天皇皇考孝明天皇いたく宸襟を惱し給ひしこそ忝くも又惶けれ然に朕幼くして天津日嗣を受けし始め征夷大將軍其政權を返上し大名小名其版籍を奉還し

年を経ずして海内一統の世となり古の制度に復しぬ是れ文武の忠臣良弼ありて朕を輔翼せる功績なり歷世祖宗の専ら蒼生を憐み給ひし御遺澤なりと雖も併しながら我臣民の其心に順逆の理を辨へ大義の重きを知れるが故にこそあれされは此時に於て兵制を更め我國の光を耀さんと思ひ此十五年が程に陸海軍の制をば今の様に建定めぬ夫兵馬の大權は朕が統ぶる所なれば其司々をこそ臣下には任すなれ其大綱は朕親ら之を攬り肯て臣下に委ぬべきものにあらず子々孫々に至るまで篤く斯旨を傳へ天子は文武の大權を掌握するの義を存して再中世以降の如き失體なからんとを望むなり朕は汝等軍人の大元帥なるぞされば朕は汝等を股肱と頼み汝等は

朕を頭首と仰ぎてぞ其親は特ゝ深かるべき 朕が國家を保護して上天の恵に應じ祖宗の思ひ報ひまゐらす事を得るも得ざるも汝等軍人が其職を盡すと盡さざるに由るぞかし我國の稜威振はざることあらは汝等能く 朕と其憂を共にせよ我武維揚りて其榮を耀さは 朕汝等と其譽を借にすべし汝等皆其職を守り 朕と一心になりて力を國家の保護に盡さは我國の蒼生は永く太平の福を受け我國の威烈は大に世界の光華ともなりぬべし 朕斯くも深く汝等軍人に望むなれば猶訓諭すべき事こそあれいでや之れを左に述べん

一 軍人は忠節を盡すを本分とすべし凡生を我國に稟くるもの誰かは國に報ゆるの心なかるべき況して軍人たらん者は

此心の固からでは物の用に立ち得べしとも思はれず軍人として報國の心堅固ならざれば如何程技藝に熟し學術に長ずるも猶偶人にひとしかるべし其隊伍も整ひ節制も正くとも忠節を存せざる軍隊は事に臨んで烏合の衆に同トかるべし抑國家を保護し國權を維持するは兵力に在れば兵力の消長は是れ國運の盛衰なることを辨へ世論に惑はず政治に拘らず只々一途に己が本分の忠節を守り義は山嶽よりも重く死は鴻毛よりも輕しと覺悟せよ其操を破りて不覺を取り汚名を受くるなかれ

一 軍人は禮儀を正くすべし凡軍人には上元帥より下一卒に至る迄其間に官職の階級ありて統屬するのみならず同列同

級とても停年に新舊あれば新任の者は舊任の者に服従すべきものを下級のものは上官の命を承ること實は直ちに朕が命を承る義なりと心得よ己が隸屬する所にあらずとも上級の者は勿論停年の已より舊きものに對しては總て敬禮を盡すべし又上級の者は下級の者に向ひ聊も輕侮驕傲の振舞あるべからず公務の爲めに威嚴を主とするときは格別なれども其外は務めて懇に取扱ひ慈愛を專一と心掛け上下一致して王事に勤勞せよ若し軍人たるものにして禮儀を紊り上を敬はず下を惠まずして一致の和諧を失ひたらんには管に軍隊の蠱毒たるのみかは國家の爲めにも許し難き罪人なるべし

一 軍人は武勇を尙ふべし夫武勇は我國にては古よりいとも貴べる所なれば我國の臣民たらんもの武勇なくては叶ふまじし況して軍人は戰に臨み敵に當るの職なれば片時も武勇を忘れてよかるべきかさはあれ武勇には大勇あり小勇ありて同トからず血氣にはやり粗暴の振舞などせんは武勇とは謂ひ難し軍人たらんものは常に能く義利を辨へ能く膽力を練り思慮を彈いて事を謀るべし小敵たりとて侮らず大敵たりとも懼れず已れが武職を盡さむこそ誠の大勇にはあれされは武勇を尙ふものは常々人に接するには溫和を第一とし諸人の愛敬を得んと心掛けよ由なき勇を好みて猛威を振ひたらば果は世人も忌嫌ひて豺狼などの如く思ひなむ心すべき

ことばこそ

八

一 軍人は信義を重すべし凡信義を守ること常の道にはあれ
ざわけて軍人は信義なくては一日も隊伍の中に交りてあら
んこと難かるべし信とは己が言を踐行ひ義とは己が分を盡
すをいふなりされは信義を盡さんと思はゞ始めより其事を
成し得べきか得べからざるかを審み思考すべし臆氣なる事
を假初めし諾ひてよしなき關係を結び後に至りて信義を立
んとすれば進退谷りて身の措き所に苦むことあり悔ゆとも
其詮なし始めし能く事の順逆を辨へ理非を考へ其言は所詮
踐むべからずと知り其義はとも守るべからずと悟りなほ
速かに止ることをよけれ古より或は小節の信義を立てんとて

大綱の順逆を誤り或は公道の理非に蹈迷ひて私情の信義を
守りあたら英雄豪傑どもが禍に遭ひ身を滅し屍の上の汚名
を後世まで遺せること其例尠からぬものを深く警てやある
べき

一 軍人は質素を旨とすべし凡質素を旨とせざれば文弱に流
れ輕薄に趨り驕奢華麗の風を好み遂には貪汚に陥りて志も
無下に賤くなり節操も武勇も其甲斐なく世人に爪はトきせ
らるゝ迄に至りぬべし其身生涯の不幸なりといふも中々愚
なり此風一たび軍人の間に起りては彼の傳染病の如く蔓延
し士風も兵氣も頓し衰へぬべきこと明なり 朕深く之れを
懼れて曩に免黜條例を施行し略此事を誠め置きつれど猶も

九

其悪習の出んことを憂ひて心安からねは故に又之を訓ふる
ぞかし汝等軍人ゆめ此訓誠を等閑にと思ひそ

右の五ヶ條は軍人たらんもの暫も忽にすべからずさて之
を行はんには一の誠心こそ大切なれ抑此五ヶ條は我軍人
の精神にして一の誠心は又五ヶ條の精神なり心誠ならざ
れば如何なる嘉言も善行も皆うはべの裝飾にて何の用に
かは立つべき心たに誠あれば何事も成るものぞかし況し
てや此五ヶ條は天地の公道人倫の常經なり行ひ易く守り
易し汝等軍人能く 朕が訓に遵ひて此道を守り行ひ國に
報ゆるの務を盡さば日本國の蒼生舉りて之を悦びなん
朕一人の悦のみならんや

明治十五年一月四日

御名

讀法

兵隊ハ皇威ヲ發揚シ國家ヲ保護スル爲ニ設ケ置カル、モ
ノナレバ此ノ兵員ニ加ハル者ハ堅ク左ノ條件ヲ守リ違背
スベカラズ

第一條 誠心ヲ本トシ忠節ヲ盡シ不信不忠ノ所爲アルベカ
ラザル事

第二條 長上ニ敬禮ヲ盡シ等輩ニ信義ヲ致シ粗暴倨傲ノ所
爲アルベカラザル事

第三條 長上ノ命令ハ其事ノ如何ヲ問ハズ直ニ之ニ從シ抗
抵干犯ノ所爲アルベカラザル事

第四條 膽勇ヲ尙ビ軍務ニ勉勵シ恐怯柔懦ノ所爲アルベカ
ラザル事

第五條 血氣ノ小勇ニ誇リ爭鬪ヲ好ミ他人ヲ侮慢シ世人ノ
厭忌ヲ來ス等ノ所爲アルベカラザル事

第六條 道德ヲ修メ質素ヲ主トシ浮華文弱等ニ流ル、ノ所
爲アルベカラザル事

第七條 名譽ヲ尙ビ廉恥ヲ重ンジ賤劣貪汚ノ所爲アルベカ
ラザル事

以上掲ル所ノ外法律規則ニ違犯シ罪ヲ國家ニ得ルニ至テハ
父祖ヲ辱メ家聲ヲ汚シ醜ヲ後世ニ遺ス獨リ其身現在ノ恥辱
ノミナラザルナリ況ンヤ重罪ノ如キハ各人天賦ノ公權ヲモ

剝奪セラレ世ニ立テ人ニ接ハルモ總テ對等ノ權利ヲ得ザル
ニ至ルニ於テオヤ名譽ヲ尙ビ廉恥ヲ重ンズルノ軍人ニ在リ
テハ殊ニ戒慎ヲ加ヘザルベカラズ就中陸軍刑法ハ軍隊ノ害
ヲ爲ス者ヲ懲ス爲ニ殊ニ設ケラル、モノタルヲ以テ其刑亦
頗ル嚴ナリ軍人ニシテ之ヲ犯セバ啻ニ本分ヲ誤リ軍隊ノ安
寧ヲ害スルノミナラズ遂ニ世人ノ信用ヲ損ジ陸軍ノ榮譽ヲ
汚ス等其責更ニ重シ平素自ラ戒節シ決シテ違犯スベカラザ
ル者也

古

憲法發布勅語

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕カ祖宗
ニ承クルノ大權ニ依リ現在及將來ノ臣民ニ對シ此ノ不磨ノ大
典ヲ宣布ス

惟フニ我ガ祖宗ハ我臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ我ガ帝國ヲ肇
造シ以テ無窮ニ垂レタリ此レ我ガ神聖ナル祖宗ノ威徳ト竝ニ
臣民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛シ公ニ殉ヒ以テ此ノ光輝アル國
史ノ成跡ヲ貽シタルナリ 朕我ガ臣民ハ即テ祖宗ノ忠良ナル
臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕ガ意ヲ奉体シ朕ガ事ヲ獎順シ
相與ニ和衷協同シ益々我ガ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ

遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ別ツ
ニ堪フルコトヲ疑ハザルナリ

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ朕ガ親愛スル所ノ
臣民ハ即チ祖宗ノ惠撫慈養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ其
ノ康福ヲ増進シ其懿德良能ヲ發達セシメンコトヲ願ヒ又其ノ
翼贊ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶持センコトヲ望ミ乃チ明
治十四年十月十二日ノ詔命ヲ履踐シ茲ニ大憲ヲ制定シ朕カ率
由スル所ヲ示シ朕カ後嗣及臣民及臣民ノ子孫タルモノヲシテ
永遠ニ循行スル所ヲ知ラシム

國家統治ノ大權ハ朕ガ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ傳フル所
ナリ朕及朕カ子孫ハ將來此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ之ヲ行フコト

ヲ愆ラザルベシ

朕ハ我ガ臣民ノ權利及財産ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此ノ
憲法及法律ノ範圍内ニ於テ其ノ享有ヲ完全ナラシムベキコト
ヲ宣言ス

帝國議會ハ明治二十三年ヲ以テ之ヲ召集シ議會開會ノ時ヲ以
テ此ノ憲法ヲシテ有効ナラシムルノ期トスベシ

將來若此ノ憲法ノ或ル條章ヲ改定スルノ必要ナル時宜ヲ見ル
ニ至ラハ朕及朕ガ繼續ノ子孫ハ發議ノ權ヲ執リ之ヲ議會ニ付
シ議會ハ此ノ憲法ニ定メタル要件ニ依リ之ヲ議決スルノ外朕
ガ子孫及臣民ハ敢テ之カ紛更ヲ試ミルコトヲ得ザルベシ
朕ガ在廷ノ大臣ハ朕ガ爲ニ此ノ憲法ヲ施行スルノ責ニ任スベ

シ朕ガ現在及將來ノ臣民ハ此ノ憲法ニ對シ永遠ニ從順ノ義務
ヲ負フベシ

御名御璽

明治二十二年二月十一日

式

教育勅語

朕惟フニ我皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深
厚ナリ我が臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ
美ヲ濟セルハ此レ我が國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此
ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭
儉已ヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發
シ德器ヲ成就シ進デ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國
法ニ遵ヒ一旦緩急アラバ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ
扶翼スベシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラズ又
以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

式

斯ノ道ハ實ニ我皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守ス
ベキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラズ之ヲ中外ニ施シテ悖ラズ朕爾
臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名御璽

詔書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以
テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益々國交ヲ修メ友義ヲ悖シ列國
ト與ニ永ク其ノ慶ニ賴ラムコトヲ期ス願ミルニ日進ノ大勢ニ
伴ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセムトスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ
戰後日尙淺ク庶政益々更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實業
ニ服シ勤儉產ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ
就キ荒怠相誠メ自彊息マサルヘシ
抑々我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成跡トハ
炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠ヲ輸サハ國運發

展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今ノ世局ニ處シ我カ忠良ナル臣民
ノ協翼ニ倚籍シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威德ヲ對揚セム
コトヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

御名御璽

明治四十一年十月十三日

展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今ノ世局ニ處シ我カ忠良ナル臣民
ノ協翼ニ倚籍シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威徳ヲ對揚セム
コトヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

御名御璽

明治四十一年十月十三日

五大勅諭略解

古今を貫き内外に亘り、之を仰げば彌々高く之を鑽れば彌々堅く、居常欽仰服膺すべく、一日遺忘閑看すべからざるものは實に我が五大韶勳あり、上開國の國是を宣下し下日新の文化を奨推し給ふ、首尾徹底、金聲而玉振し更に集大成せるもの邦家萬年の皇謨偉策炳として日月と光を争ふ、然れども時勢の風潮は徒らに處士橫蹟の文に非ざれば輕佻淫靡の字を歎び、この至大至高の聖蹟に顧念せざるもの滔々として多きは活噴に堪へざる所、吾輩、淺學自ら揣らざる敢て之が私解を試む、猶群盲鳩を相するの類其罪固より大なり、然れども魁首共の末に列し、日夕良風美俗の無治を念ふて水廓山隈逼之が普及に熱中し、田畝紅女御殿片の跡わらしめんことを企劃する敢て人後に落ちざるを盟ふ、幸に此一小冊子を以て聖蹟降解の一筌蹄たるを得ば幸甚矣、若夫れ釣曲蘭を聖德を富岳の高に比し碧潭を大瀾の水に比す世自ら士あり敢て賛せざるあり云爾

明治四十二年紀元節 柳村 伊藤 藤 太吉 謹識

五個條御誓文

- 萬機公論 ばんじきこうろん 萬事はすべて公論に依て決定せらるゝ義あり、これ維新後各種の會議の設けられし所以なり
- 上下 君と臣と朝と野と先輩と後進と都會と田舎と主人と雇人といふが如し
- 盛に經論 經論とは事業か
- 官武一途 文官武官は中に及ばざる全副悉く同一の根本主義により其目的方向を
- 庶民 もろくの民、士農工商何人たるをこはず
- 其志を遂げ 獨立自尊成功自助の人とされよとの聖旨あり、人才登用の
- 倦まざらしむ 消極的に厭世、不平、放逸遊惰等をいましめ團體をかく個人とるく積極的に新鮮快活進取雄大希望を以て精進増充せよとの聖旨あり
- 舊來の陋習 あり來りのあるからし開國進取の大目的は舊來の陋習を打破すべきを以て當時の急務ありとせり士農工商機多非人等の階級制度を打破し四民平等の權利義務を負担せしむるは國力發展の一大捷路あり、舊來の固陋する習慣風俗を破壊せざるべからず
- 天地の公道 公道は大道正理の道かり破壊すればこゝに建設かかるべからず、建設の方法は如何にすべき世
- 皇界文明の大勢にかんかみ天地の公道に調歩する於ての充分なる京地を作らざるべからず
- 未曾有 皇國の基礎あり、世界の衆長を採取して我開國進運の資料に供せざるべからず

五個條御誓文

○萬機公論

はん事萬端おほやけのきろんにて決すること少數專断の愚弊を去り國家の萬事はすべて公論に依て決定せらるゝ義あり、これ維新後各種の會議の設けられし

○上下

君と臣と朝と野と先賢と後進と都會と田舎と主人と雇人といふが如し

○盛に經論

經論とは事業を

代の「事勿主義」消極主義を排除し「活動主義」「積極主義」を鼓吹し玉ふの義あり

○官武一途

文官武官は申に及ばせ全國悉く同一の根本主義により其目的方向を

一に○庶民もろくの民、士農工商人たるをどはず

○其志を遂げ

獨立自尊成功自助の人とされよとの聖旨あり、人才登用の

こと此○倦うまざらしむ

消極的に厭世、不平、放逸遊惰等をいましめ團體をかく個人例あり、とかく積極的に新進快活進取雄大希望を以て精進擴充せよ

どの聖○舊來の陋習

を打破すべきを以て當時の急務ありとせり、士農工商機多非人等の階級制度を打破し四民平等の權利義務を負担せしむるは國力發展の一大捷路あり、舊來の固陋ある習慣風俗を破壊せざるべからず

○天地の公道

公道

は大道正理の道なり破壊すればこゝに建設あるべからず、建設の方法は如何にすべき世

○皇

基 皇國の基礎あり、世界の衆長を採取して我開闢進連の資料に供せざるべからず

○振起

ふるひおこす奮勵壯

○未曾有

これまでにない、國を開き世界の衆長を採用
し以て我國運の發展に資するは未曾有の事也 ○**變革** 大かひ ○**天地神明に誓**

ひ 以上の如き大改革を成し遂げて皇國の基礎を確立し億兆の蒼生をし
て康福をうけしめんことを天神地祇にちかひて其實行を期し玉ふ ○**國是** 國の大方針

所 ○**萬民保全** 億兆の臣民を保護 ○**衆** 國民みまへ 汝有衆 ○**旨趣** ち大御心の

おる所を奉 ○**協心努力** 心を合せてつとめる、廢藩置縣の大改革より、四民平等の權義を
体すると ○**協心努力** 與へ開國の目的をして有効ならしむるに上至尊より下は我々

に至るまで協心努力して其
實行を期せざるべからず

軍人への勅諭略解

○**統率** 一手にすべてひき ○**大伴物部** 大伴氏物部氏は神武天皇が大和の橿原の宮
ひて朝廷を守りし人々あり ○**中國** ぶさせらるゝこと ○**まつろはぬ** 従は ○**高御座** 天子のみ

○**此間** 神武天皇御位につきた ○**沿革** あらたまりか ○**中世** 今より凡一千二百
まひしより明治まで ○**沿革** はること歴史 ○**中世** 年前のことあり

○**文武の制** 文武帝大寶律令にて ○**唐國風** 支那の昔 ○**六衛府** 左右衛門
制定められたるもの ○**唐國風** の唐の風 ○**六衛府** 左右衛門

○**壯兵** 武士風 ○**棟梁** 棟はムナギ梁はウツバリにして家屋の重要なる部
の軍人 ○**棟梁** 分あり之よりして人の首領とある人を棟梁といふ ○**凡**

○**七百年の間** 明治四十二年より數へて七百十八年前頼朝幕府を鎌倉に開きてより此
ちののち ○**宸襟を惱ま** し云々 御心配あり ○**天津日嗣** 天の

○**版籍奉還** 領地をかへし ○**良弼** 天子をよくたすけたて ○**輔翼** たす
の御父 ○**版籍奉還** たてまつる ○**良弼** まつる忠良ある臣あり ○**輔翼** ける

○**蒼生** 民 ○**御遺澤** のこし置かれ ○**順逆の理** 天子にしたがふと順はざる
民 ○**御遺澤** たるおめぐみ ○**順逆の理** どの善悪義理をわさまへ

○**掌握** 手中に ○**股宏** 足手 ○**頭首** かし ○**稜威** 威 ○**榮** 榮れ ○**威烈** 威せ
握る ○**股宏** 足手 ○**頭首** かし ○**稜威** 威 ○**榮** 榮れ ○**威烈** 威せ

○**光華** ひか ○**偶人** 形 ○**節制** 規則 ○**烏合** 乃衆 烏の多く集りた
り ○**光華** ひか ○**偶人** 形 ○**節制** 規則 ○**烏合** 乃衆 烏の多く集りた

○**維持** つなぎ ○**消長** 強弱といは ○**鴻毛** の毛 ○**統屬** つ
もつ ○**維持** つなぎ ○**消長** 強弱といは ○**鴻毛** の毛 ○**統屬** つ

○**停年** 役につき ○**隸屬** く ○**輕侮驕傲** 輕しめあなざり ○**和諧** わい
たるとき ○**隸屬** く ○**輕侮驕傲** 輕しめあなざり ○**和諧** わい

○**停年** 役につき ○**隸屬** く ○**輕侮驕傲** 輕しめあなざり ○**和諧** わい
たるとき ○**隸屬** く ○**輕侮驕傲** 輕しめあなざり ○**和諧** わい

○**停年** 役につき ○**隸屬** く ○**輕侮驕傲** 輕しめあなざり ○**和諧** わい
たるとき ○**隸屬** く ○**輕侮驕傲** 輕しめあなざり ○**和諧** わい

○**停年** 役につき ○**隸屬** く ○**輕侮驕傲** 輕しめあなざり ○**和諧** わい
たるとき ○**隸屬** く ○**輕侮驕傲** 輕しめあなざり ○**和諧** わい

○**停年** 役につき ○**隸屬** く ○**輕侮驕傲** 輕しめあなざり ○**和諧** わい
たるとき ○**隸屬** く ○**輕侮驕傲** 輕しめあなざり ○**和諧** わい

○**停年** 役につき ○**隸屬** く ○**輕侮驕傲** 輕しめあなざり ○**和諧** わい
たるとき ○**隸屬** く ○**輕侮驕傲** 輕しめあなざり ○**和諧** わい

○**停年** 役につき ○**隸屬** く ○**輕侮驕傲** 輕しめあなざり ○**和諧** わい
たるとき ○**隸屬** く ○**輕侮驕傲** 輕しめあなざり ○**和諧** わい

たの **○蠱毒** 虫のくひたふ **○思慮** を弾す 深く **○武職** 軍人の **○詮** な
 し **○順逆** 道に順ふ **○小節** 私 **○大綱** 國家に對 **○驕奢** 華 **○靡** だ
 け **○貪汚** 汚る **○節操** 忠義 **○愚** なり **○免黜** 條例 官を
 役をしりぞ **○嘉言** 言葉 **○常經** 常

讀法略解

○皇威 云々 天皇の御威徳 **○等輩** 同等の **○倨傲** 高ぶると **○抗抵** 干
犯 上官に抵抗し威儀 **○恐怖** 柔懦 臆病にして **○侮慢** あな **○厭忌** いらふ
○浮華 上への **○賤劣** 心をとり **○家聲** 家の **○天賦** 持 **○剝奪** ばさ
○廉恥 を重す 名を重んず **○戒慎** つしむ **○戒飾** いましめ

憲法發布の勅語

○隆昌 國力の盛大 **○慶福** よろこび **○大權** 此上もなき權力、國家を統治し玉
 は之を祖宗に承け之を万世の子孫に傳へら **○不磨** の大典 貴重なる所の大いなる法典
 るべき國家統治權の存する所のものあり **○肇造** はじめてつくる、君
 めたる **○宣布** 宣告布令すること、本分に天皇は戦を宣し **○肇造** 臣の大義名分は國家
 肇造の時より定 **○無窮** 上天地の始めより、下万世 **○神聖** 至善至妙にして測り知るべ
 ざるものあり **○神聖** からせ、神と同一資格を有 **○殉** ひ 順し
 すとの義あり、從て不可侵の本源となる本條第三條に 天皇は神聖にして侵す **○殉** ひ 順し
 べからずこれあり 至聖庶民の表にあり、欽仰すべく犯干すべからざるあり **○殉** ひ 順し

○成跡 できばへの **○貽** し **○回想** ぐらし **○獎順** 奨は勸也勤勉也 **○**
和衷協同 衷心より和合して共 **○鞏固** 堅固と全じ **○負擔** 義務と同じ、他に對
 べからざるものとして引受くることあり、然れども自故の當然すべきことは負 **○遺烈** の
 擔にあらす、食事をなすは負擔にあらざるも父母の扶養するは負擔なるが如し **○遺烈** の
 れる大なるいさはし、我國 **○惠撫** 慈養 國民をいつくしみ恵み玉ひしこと **○懿德**
 史の光輝ある成跡をさす **○惠撫** 慈養 國民をいつくしみ恵み玉ひしこと **○懿德**

良能 聡は醇美なり、美德なり良能は良知良能いふが如し忠君愛國節操廉耻等は我 **○翼贊**
 良能卓越せる美德にして工藝技術發明等は我國民のなしたる所の天京の知力也 **○翼贊**

たすく、帝國議會が國家の立法
行為に協賛參することをおいふ ○扶持たすけもつ ○履踐ふみ行ふ、
實踐也 ○率由ひよしたがる

○循行じゆんひ行ふ ○統治すべて治む、國家は固有の權力を存す、此權力を主權といふ、主權
大權也 ○條章てい憲法の章條也、帝國憲法は七章 ○愆あやら ○範圍はん内い 章條のさめの内
れあり ○享かう有ゆうもつ ○發議はつぎ會議によりて可否を決定する作用なり、然れども帝國議

○紛更みだしかへる、
紛議變更也 ○在廷ざいてい國務大臣以下朝 ○施行しほどこし行ふ、佛者のせき

○教育勅語

○皇祖皇宗こうそ皇祖とは皇室の始祖をいひ、皇宗とは御歴
代の天子をいふ合せて天子の御先祖の義 ○國くにを肇はむ 始めて我日
たてかまひ ○宏遠こう遠は遠くして尋常からざるをいふ ○德とくと樹たつ 樹は木をうゑ
しことあり ○我われか臣民しんのたまはせられたるなり

○億兆いっせう億兆も大數なり人民の數は甚だ多ければ ○厥しの美み 道をさしたまへるにて

○淵源えんげん根本 ○此こゝに 忠孝の ○友とも 兄弟睦じ ○和わ 交はらぐなり夫婦相愛し相親
ふな ○信しん 言にいつはりなきをいふ即ち朋 ○恭儉きやうけん 恭はうやうやし儉はつゞまやかなり身
に流れざるをいふ節儉 ○博愛はくあい 愛する物 ○衆しゆ 衆は多人數なり博愛の ○修しゆ 學問を
の意も其中にこもれり ○博愛はくあい 愛する物 ○衆しゆ 衆は多人數なり博愛の ○修しゆ 學問を
てかのが才智 ○習しゆ 學びたる所を ○智能ちのち 智慧 ○啓發けいはつ 啓はひらくあり、智能
をみがくあり ○成就じゆうじゆ 練磨するあり ○世務せむ 世の中 ○國憲こくけん 明治廿二年二月十一日公布
○國法こくぽう 我國の法 ○遵しん 法律にそむ ○緩急くわんきやく 緩は添字にて意味なり ○公こうに奉ほう

○天壤無窮てんじやうむきゆう 天壤は天地と同じ天地のつぎなきが如
ず 國家の爲めに 我力を盡くす ○是こゝの如ごときは 以上の諸善行 ○獨ひとりり ○忠ちゆう 忠
たすくとよふ皇運の益々隆盛 ○遺風いふう 遺はのこすなり、吾々祖先の ○顯彰けんしやう 顯
を極むるやうたすけ奉るなり ○爾祖にんそ先せん 吾々の祖先 ○遺風いふう 遺はのこすなり、吾々祖先の ○顯彰けんしやう 顯

○良りやう 忠義にし ○爾祖にんそ先せん 吾々の祖先 ○遺風いふう 遺はのこすなり、吾々祖先の ○顯彰けんしやう 顯

○良りやう 忠義にし ○爾祖にんそ先せん 吾々の祖先 ○遺風いふう 遺はのこすなり、吾々祖先の ○顯彰けんしやう 顯

○良りやう 忠義にし ○爾祖にんそ先せん 吾々の祖先 ○遺風いふう 遺はのこすなり、吾々祖先の ○顯彰けんしやう 顯

○良りやう 忠義にし ○爾祖にんそ先せん 吾々の祖先 ○遺風いふう 遺はのこすなり、吾々祖先の ○顯彰けんしやう 顯

○良りやう 忠義にし ○爾祖にんそ先せん 吾々の祖先 ○遺風いふう 遺はのこすなり、吾々祖先の ○顯彰けんしやう 顯

○良りやう 忠義にし ○爾祖にんそ先せん 吾々の祖先 ○遺風いふう 遺はのこすなり、吾々祖先の ○顯彰けんしやう 顯

○良りやう 忠義にし ○爾祖にんそ先せん 吾々の祖先 ○遺風いふう 遺はのこすなり、吾々祖先の ○顯彰けんしやう 顯

○良りやう 忠義にし ○爾祖にんそ先せん 吾々の祖先 ○遺風いふう 遺はのこすなり、吾々祖先の ○顯彰けんしやう 顯

○良りやう 忠義にし ○爾祖にんそ先せん 吾々の祖先 ○遺風いふう 遺はのこすなり、吾々祖先の ○顯彰けんしやう 顯

○良りやう 忠義にし ○爾祖にんそ先せん 吾々の祖先 ○遺風いふう 遺はのこすなり、吾々祖先の ○顯彰けんしやう 顯

○良りやう 忠義にし ○爾祖にんそ先せん 吾々の祖先 ○遺風いふう 遺はのこすなり、吾々祖先の ○顯彰けんしやう 顯

○良りやう 忠義にし ○爾祖にんそ先せん 吾々の祖先 ○遺風いふう 遺はのこすなり、吾々祖先の ○顯彰けんしやう 顯

○良りやう 忠義にし ○爾祖にんそ先せん 吾々の祖先 ○遺風いふう 遺はのこすなり、吾々祖先の ○顯彰けんしやう 顯

○良りやう 忠義にし ○爾祖にんそ先せん 吾々の祖先 ○遺風いふう 遺はのこすなり、吾々祖先の ○顯彰けんしやう 顯

○良りやう 忠義にし ○爾祖にんそ先せん 吾々の祖先 ○遺風いふう 遺はのこすなり、吾々祖先の ○顯彰けんしやう 顯

○良りやう 忠義にし ○爾祖にんそ先せん 吾々の祖先 ○遺風いふう 遺はのこすなり、吾々祖先の ○顯彰けんしやう 顯

○良りやう 忠義にし ○爾祖にんそ先せん 吾々の祖先 ○遺風いふう 遺はのこすなり、吾々祖先の ○顯彰けんしやう 顯

○良りやう 忠義にし ○爾祖にんそ先せん 吾々の祖先 ○遺風いふう 遺はのこすなり、吾々祖先の ○顯彰けんしやう 顯

あらはす事はあきらかにすよみ吾祖先の遺訓いんくんを遺風を受けつぎて益々世にあらはすをいふ

○斯の道スノミチ以上記する所の遺訓いんくんを遺風を受けつぎて益々世にあらはすをいふ

○遵守じゆんしゆ守るがひ

○中外ちゆうがいに施ほせして悖もごらず 我國外國何れの地を論ぜず以上の諸道を施して決して人道にもとりそむくとあし

○拳けん々服膺ふくよう 拳々とは物を捧げ持つをいひ服膺とは胸につくるありすあはち貴き物を捧持して胸につくる如く心をつくし意を用ゐて以上の諸善行を遵守すること

○咸みな其徳を一にす 上陛下より下臣民まで皆以上の諸善行を遵守し同を忘れざるをいふなり

戊申詔書

○方今いま今の時に方り、現今けんけい又は尙今と云が如し

○人文じんぶん學問藝術産業等あり、易に人文以て天下を化

○日就月將にちじゆげつしやう日に月に燦然として成就するを云ふ、詩經に日に就り月に將み學は光明緝熯あ趣くこ

○東西相倚とうせいしやういき洋の東西、各國と同じ、モ

○彼此相濟たつじしやうじ彼邦と此邦と人情風俗藝術等互に長

○國交こくかう國と國との交際

○友義ゆうぎ朋友の情義

○惇あつくマコト

○列國れつこく世界の各國

○慶えいに頼たのん 慶はヨロコビ、サイハイ、書經に君上に慶ヨロ

○日進にちしんの大勢たいせい人文日々に新にして又日に新ありこの大勢は發々として進歩すこ

○内國うちこく運うんの發展はつせんこの優勝劣敗の競争場裡に立ちて輸贏エイを争はんをせは宜しく

○庶政しよせい益々 國力の充實をまたざるべからず、發展とはヒラキノベルことあり

○忠實ちゆうじつ 庶政はもろくの政事あれども單に政治上の意味にわらば萬事萬端積極主

○醇厚じゆんこく俗しよを成なし 醇はあつく、よきなり、篤實

○華くわを去くわり實じつに就きす 浮華を去りて實質的につくこと、ウハ

○荒怠かうたい相誠しやうじやう互たがひに之を警戒けいけいせざるべからず 荒怠はスサミ、オコマルこと、

○自彊じきやう息いきまどるべし 孟子に恒の産あるものは恒の心ありといふ、又一夫耕さざれば之が飢を受く、一女織らざれば

○炳へいらか 易に天行健あり君子自彊息まどるべしと

○恪こく守しゆまもる 易に天行健あり君子自彊息まどるべしと

257
903

鍛ふときたびく焼て水に入るゝこと礪はミガクこと鍛練功礎
 なり、八大家抑宗元の文は淬礪の賦を以て其文雅を修むとあり
 よる、かる、
 ○皇猷いづ 祖宗の遺訓による國家万年の計
 依頼 皇猷よして皇國の企圖、大計なり
 ○世局くわいじき 世界の
 ○倚籍いせき
 ぐる、書經よ取て天子の休命を對揚
 ○體たい ぜよ ミニアテハメル、朕の心を以て心とせ
 すとあり、應對發揚すること也
 ○體たい ぜよ ミニアテハメル、朕の心を以て心とせ
 すとあり、應對發揚すること也

世

明治四十二年二月三日印刷
 明治四十二年二月十一日發行

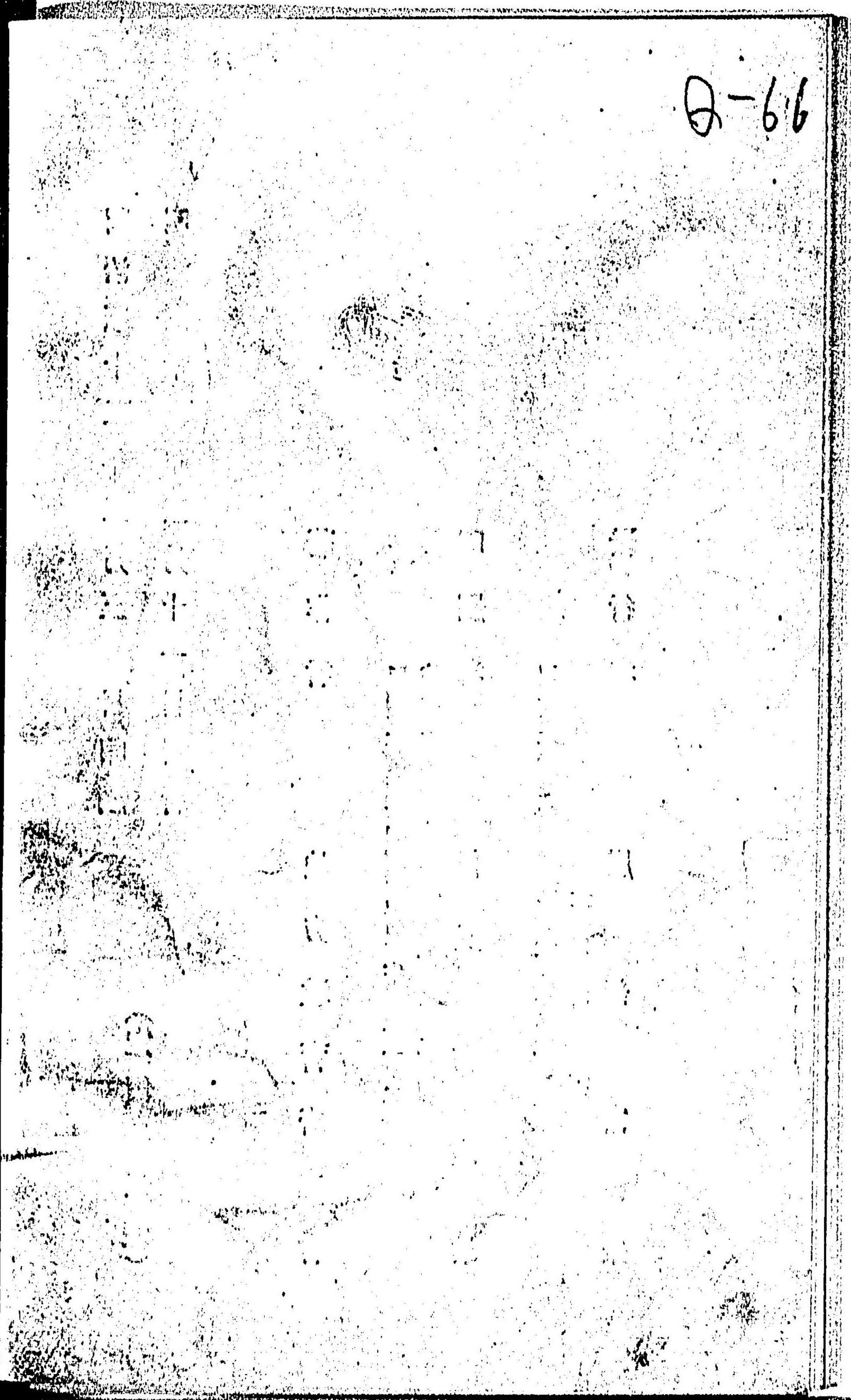
(定價拾二錢)

著者 地方教育研究會

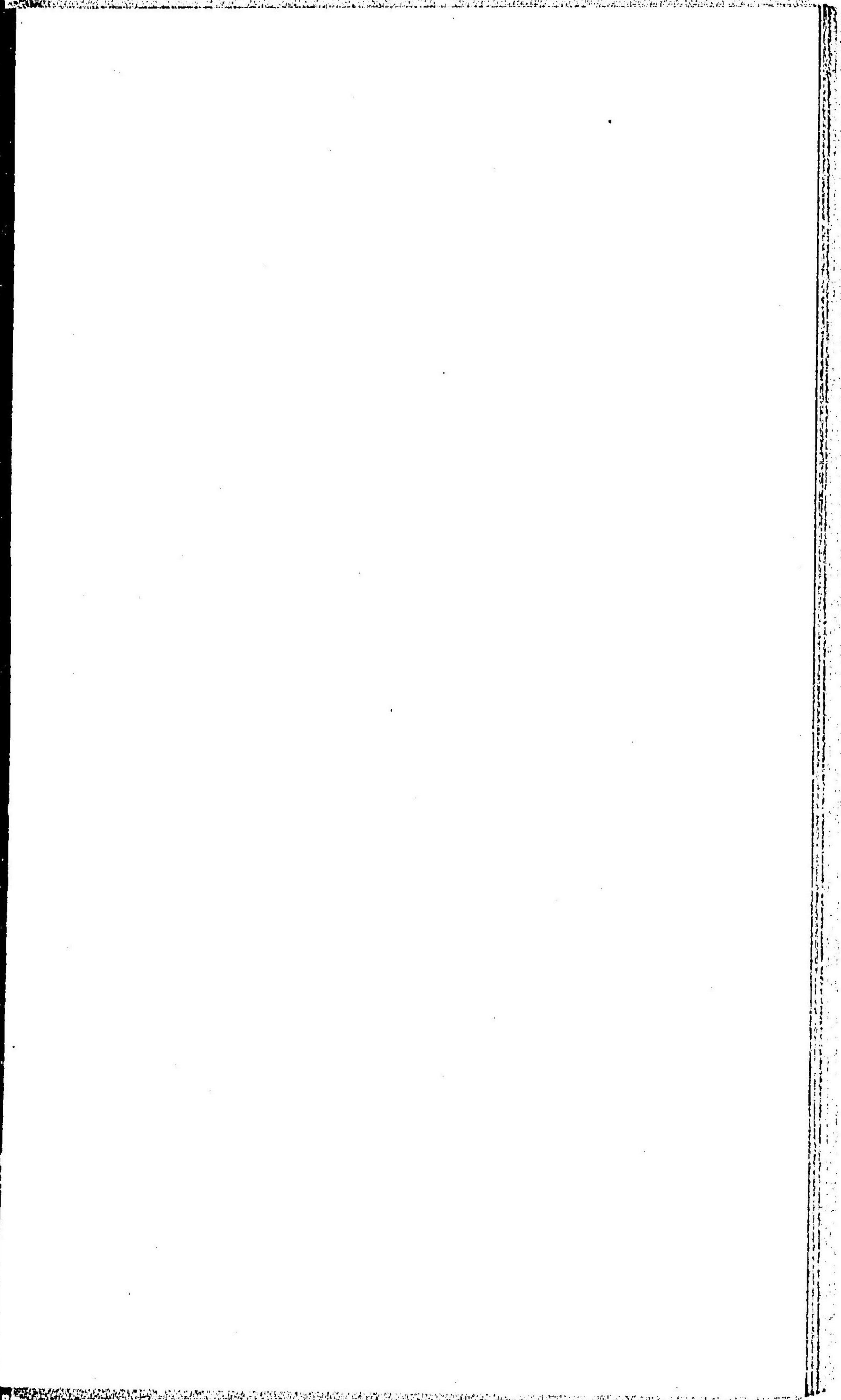
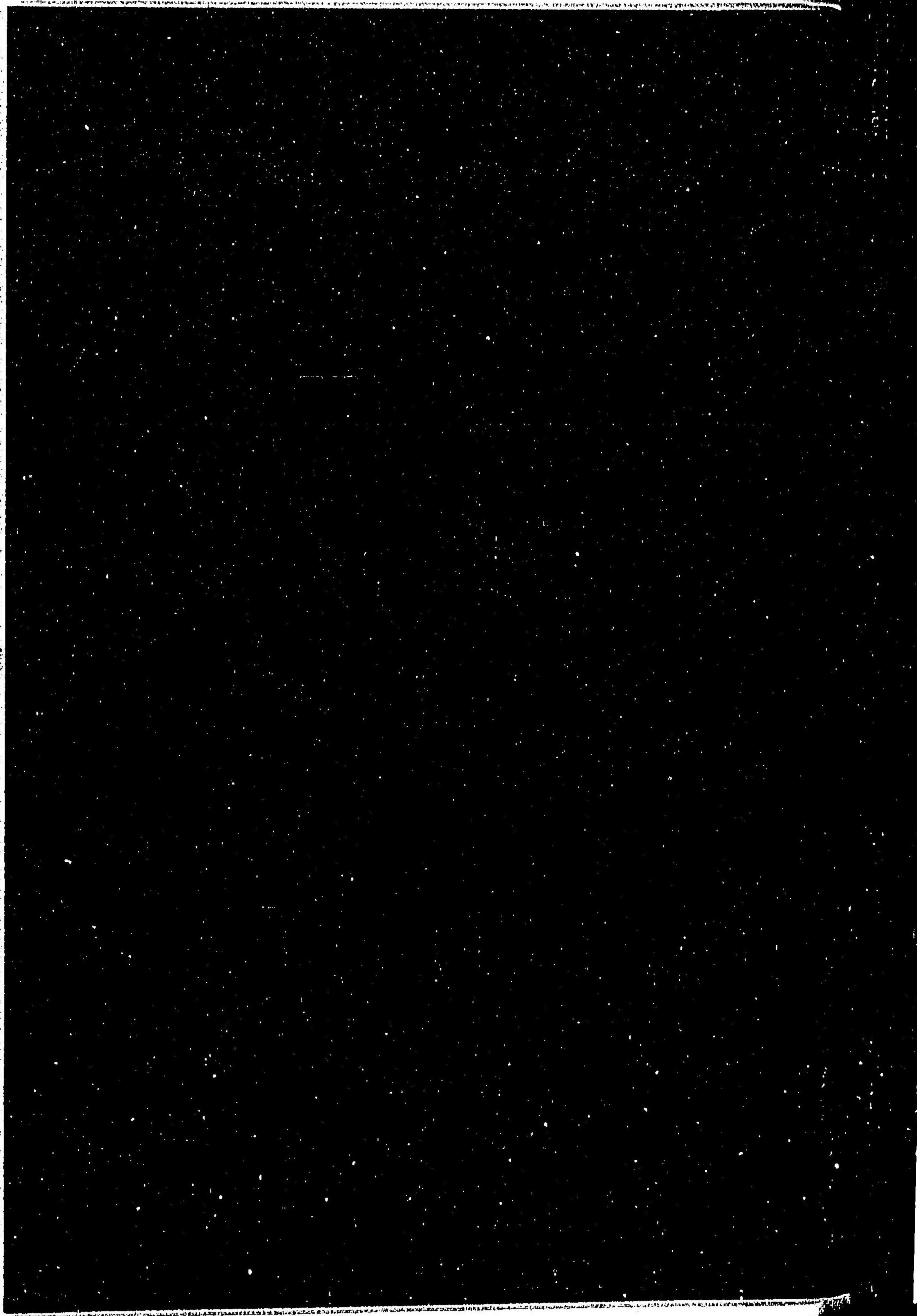
印刷者 伊藤初之助
原籍三重縣桑名郡桑名町大字堤原二十二番屋敷
住所全 四日市市大字藏町八十二番屋敷

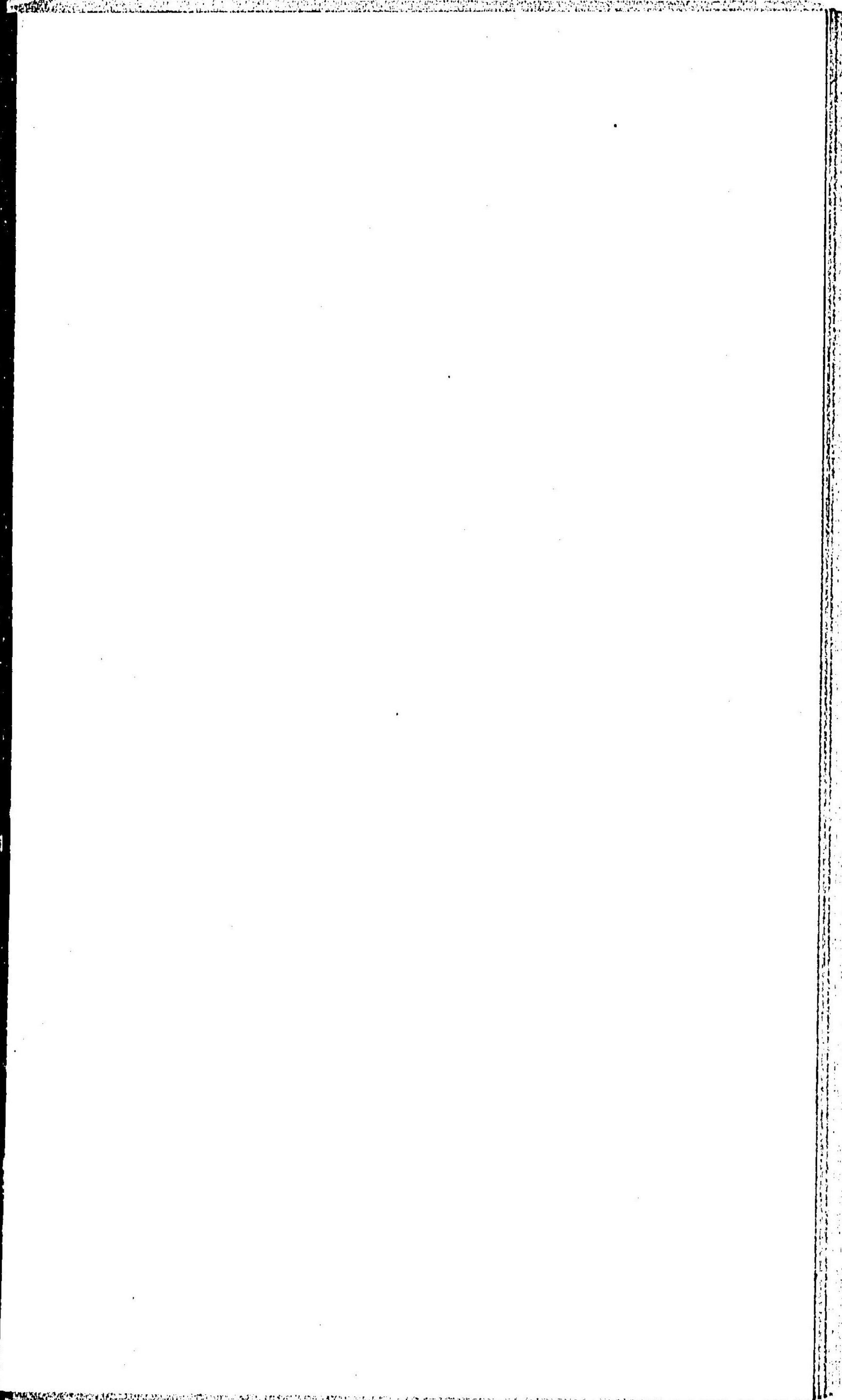
發行者 富榮
原籍三重縣桑名郡長島村大字小島七番屋敷
住所全 四日市市大字桶之町七番屋敷

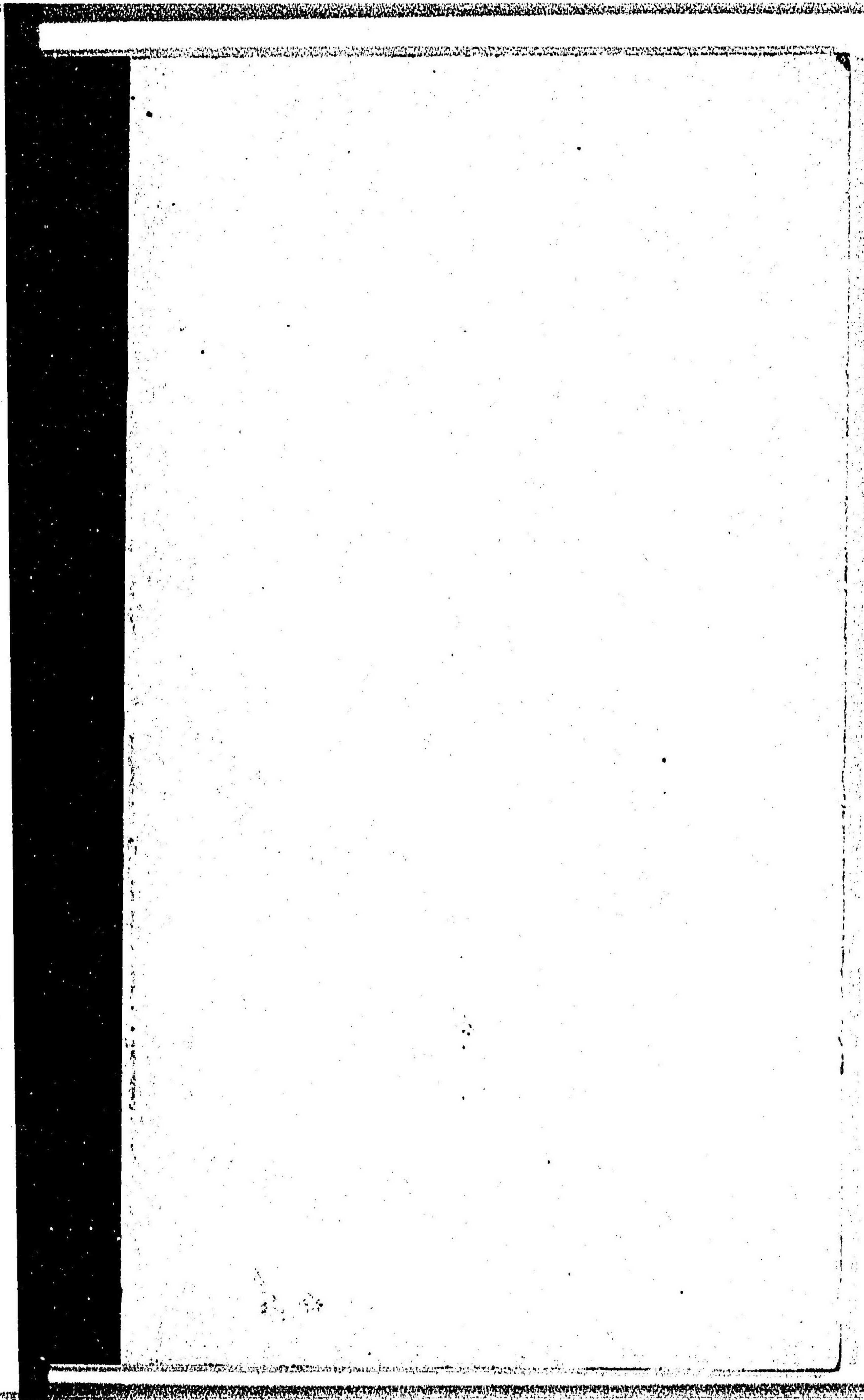
Q-66



Q-66







五大勅諭附略解

地方教育研究會

国立国会図書館

012291-000-3

特50-10

五大勅諭 付, 略解

地方教育研究会/編

M42

AAH-0131



